

○厚生労働省告示第四百十九号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和四年一月一日から適用する。

令和三年十二月二十八日

厚生労働大臣 後藤 茂之

改正後	改正前
<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇二十二 (略)</p> <p>二十三 削除</p> <p>二十四 削除</p> <p>二十五〇三十三 (略)</p> <p>三十四 削除</p> <p>三十五〇七十六 (略)</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇二十二 (略)</p> <p>二十三 FOLFIRINOX療法 胆道がん(切除が不能と判断されたもの又は術後に再発したものに限る。)</p> <p>二十四 内視鏡下手術用ロボットを用いた腹腔鏡下広汎子宮全摘術 子宮頸がん(FIGOによる臨床進行期分類がIB期以上及びIIB期以下の扁平上皮がん又はFIGOによる臨床進行期分類がIA2期以上及びIIB期以下の腺がんであつて、リンパ節転移及び腹腔内臓器に転移していないものに限る。)</p> <p>二十五〇三十三 (略)</p> <p>三十四 トラスツズマブ静脈内投与及びドセタキセル静脈内投与の併用療法 乳房外パジェット病(HER2が陽性であつて、切除が困難な進行性のものであり、かつ、術後に再発したもの又は転移性のものに限る。)</p> <p>三十五〇七十六 (略)</p>